

平成 30 年 9 月 10 日

紫波町議会議長 武 田 平 八 殿

紫波町議会運営委員会
委員長 藤 原 栄 孝

所管事務調査報告書

本委員会の所管事務について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件
議会の議員の報酬の改定について
- 2 調査の経過
平成 29 年 8 月から平成 30 年 9 月まで
- 3 調査結果
別紙のとおり

議会運営委員会 所管事務調査報告書

【調査事項】 議会の議員の報酬の改定について

1 はじめに

平成 29 年 8 月に議会運営委員会は議員報酬検討部会に、議員報酬の検討を依頼し、協議検討を行ったものである。

議員のなり手不足が全国的に叫ばれる中、岩手日報（平成 30 年 8 月 26 日版）でも、「町村議会 苦境続く。議員のなり手不足」が掲載され、解消策の対策として議員報酬の引上げが記事となった。

議員報酬引上げが、議員のなり手不足の解消策の全てではないが、安心して議員に立候補し、議員活動に取り組む環境整備の一つである。

また、議員報酬引上げより現在の町の課題を解決することを優先すべきであるという町民の意識が高いことも事実であるが、議会は今まで継続して議員定数の削減に取り組み、費用弁償の廃止等、議会経費の削減に取り組むとともに、平成 26 年度に議員報酬改定の取りまとめをし、町民との意見交換会を開催してきた経緯もある。

以上のことから、「議会の議員の報酬の改定」を取りまとめたので報告する。

2 町民説明及び意見聴取経過

町民への説明、意見交換等は、町が定める市民参加条例に準じて、(1) 意見交換会、(2) ホームページによる意見公募、(3) 議会モニターとの意見交換の方法で実施した。

3つの手段での町民の方々の意見は全体的に、議員報酬改定について理解されていると思われる。

ただし、参加者が少なかったことから、今後とも、町民に対する説明を継続し理解を深める必要がある。

(1) 意見交換会

町内 3 会場で実施し、住民参加者は 20 名であった。

意見として、参加者が少ないことは寂しいという方が大半でしたが、出席者からは、報酬引き上げを理解する意見が多くあった。

一方で、地域の諸課題を解決してから議論すべきだという意見もあった。

参加者のアンケート結果では、報酬改定案についてどう思うかの項目で、「適当だと思うが 42.1%」「少ないと思うが 15.8%」で、計 57.9%の方々から理解が得られている。

なお、「改定報酬額が多いと答えた方が 5.3%」、「わからないと答えた方が 26.3%」であった。

(2) 意見公募（パブリックコメント）

3名の方々からご意見を寄せられました。2名の方には理解していただきましたが、1名の方は議員報酬の引上げの財源の確保と明記が必要だというご意見であった。

賛成だが現場で議員の活動が見えるようにしてほしいというご意見もあった。

(3) 議会モニターとの意見交換

モニター 8 名中 6 名が参加。文書による意見提出 1 名、欠席 1 名。

意見交換が深まったことから、参加モニターの方々のご理解は得られたと思われる。

議員報酬について、新しく町に居住される方、20 代、30 代の方々でも議員を目指すような社会情勢に合わせた制度が必要ではないかとの意見があった。

3 報酬検討部会の協議経過

- 平成26年5月～平成27年3月 議会のあり方に関する検討委員会にて「議員定数及び議員報酬」について協議検討
- 平成29年8月 議会運営委員会内部に議員報酬検討部会を設置
- 平成29年9月 第一回検討部会開催。以降、30年9月までの開催回数14回
- 平成29年12月 議員活動日数調査
- 平成30年3月 全員協議会 素案協議（全国町村議会議長会検討案を基本とする）
- 平成30年4月 全員協議会 研修会（岩手県町村議会議長会 参与 米田武美氏）
- 平成30年6月 全員協議会 研修会（新潟県立大学准教授 田口一博氏）
- 平成30年7月 意見交換会（町内3会場）
- 平成30年7月 意見公募（パブリックコメント）
- 平成30年8月 議会モニター 意見交換会
- 平成30年9月 議会運営委員会へ調査結果報告

4 議会の議員の報酬の改定

町民への説明及び意見聴取並びに議員協議経過を踏まえ、議員報酬検討部会では次のとおり議員報酬の引上げが必要であることを提言する。

(1) 改定内容

区分	改定後	改定前	引上額	備考
議員	300,000	248,000	52,000	
常任委員長	320,000	248,000	72,000	新設
副議長	350,000	275,000	75,000	
議長	410,000	338,000	72,000	

(2) 改定時期

平成31年7月 次期紫波町議会議員改選後の議員から適用

5 改定方法

紫波町議会基本条例第22条の規定に基づき議員提出による議決

添付資料 議員活動と議員報酬との関連性及びそれらのあり方について